陳情第69号

小田原市長に対し法令を順守することを求める陳情

## 小田原市長に対し法令を順守することを求める陳情

## 【陳情趣旨】

平成28年3月開会の小田原市議会3月定例会において、日本共産党小田原市議団を代表して、吉田議員が3月2日に行った代表質問において、市長が答弁した事実について、市政の最高責任者たる市長が法令順守を故意に無視しているものと、非常に深刻に受け止めました。

その、深刻な事実とは「日立製作所関連会社及びHGST撤退について」という質問項目に対するものです。

HGSTが撤退するにあたり、市長は跡地利用について、商業目的での利用は望まないことを同社に通告するために、同社を複数回にわたり訪問したとのことです。

さて、これが何ゆえに深刻な問題であるかと言えば、同社の資産である用地の利用・処分という 私権の行使について、事前に行政指導をしたということです。

企業は自己の責任において、最良の資産利用を考えるもので、自社でできなければ他社に利用させるか売却をするだけのことでしかありません。

小田原市あるいは自身の判断と異なる利用方法を考えるなど、市長が予断をもって指導するのは違法行為であるということです。

おりしも、市内から工業者だけでなく、商業者も撤退する動きが顕在化しています。

JT跡地に商業施設を設置しようとした商業者に、小田原箱根商工会議所を経由して「未病施設」を設置することを求めるという行政介入をしている限りにおいて、小田原市は商工業者にとって、期待を抱けない地域になりつつあるようです。これは、行政指導ととられかねない行為を回避する便法だそうです。

工業用地が工業者に利用され続ければよいのですが、時代の趨勢からいえばそのような期待は果たされるべくもなく、私権の適正な行使を見守るべきであろうと考えます。市長がなすべきことは、これら商工業者の撤退に対応するには、まず都市計画の再検討をすべき事業であるということです。重ねて申し上げます、適法な理由なく私権の行使を事前に制限してはならないのです。

## 【陳情項目】

小田原市議会として、小田原市長に対し、従前になした違法な行政指導を撤回し、違法な行政指導をしないよう法令を順守することを求めること。

平成28年6月1日 小田原市議会議長 武松 忠 様

> 提出者 小田原市中村原303 加藤 哲男 @